

富士見地区避難所開設 災害対応マニュアル

2022年6月

富士見2丁目自治会

富士見3丁目自治会

富士見自治会

堀江橋自治会

堀江中学校

堀江中学校PTA

はじめに

2011年3月11日の東日本大震災から本年度10年という節目を迎えました。我が浦安市も震度5強の地震に見舞われ液状化現象による甚大な被害を被りました。避難所に指定されている堀江中学校では、当時地域内の居住者や地域外の来訪者の緊急避難を受け入れました。

昨今、首都直下型地震により大規模な地震が高い確率で発生するであろうことが報道されております。東日本大震災による東北における被災地の避難所暮らしの姿は私たちの地域においても、他人事ではなく差し迫った課題として取り組む必要があることを改めて教えています。

このような中、本マニュアルは、堀江中学校、PTA および堀江中学校区の4自治会の皆様が集まり作成いたしました。震災発生の初動時対応から避難所の開設、運営を中心に記載しております。平素から本マニュアルの内容を各自治会の住民や関係者に周知され、災害に対して整然と対応できるよう願っております。

震災後の苦境を、より多くの住民が耐え忍び復旧・復興へと繋げていくためには、地域住民の自助努力と公助との連携が重要であり、換言すれば地域住民が主体的に避難所運営の役割を果たすことが必要不可欠であります。

加えて新型コロナウイルスという大変な感染症が発生し、避難所においても対応が急務となっております。このことから更に地域全体が緊密に連携するとともに、思いやりと譲り合いをモットーに献身的な活動を行い、以てお互いに感謝し合えるような災害対応ができることを心より願っております。

2022年6月

(堀江中学校区) 富士見地区避難所運営委員会長 城下 裕明

目次

第1章 総則	3
第1条 目的	3
第2条 構成および前提条件	3
1. 構成 2. 前提条件	
第3条 構成メンバーおよび組織	4
1. 構成メンバー 2. 避難所運営のための組織・団体	
第4条 災害対応概略フロー	6
第2章 初動体制	7
第1条 地震時対応	7
1. 災害対策検討会議の開催 2. 連絡網、集合場所等	
第2条 その他災害時対応	7
第3条 連絡網	8
1. 連絡先一覧、順位 2. 連絡手段、順位	
第3章 避難所運営	9
第1条 前提条件	9
1. 避難者の受入れ 2. 避難所の概要	
第2条 避難所運営組織詳細	10
1. 避難所運営本部 2. 受付誘導班 3. 給水支援班	
4. 食料配布管理班 5. 仮設トイレ設置管理班 6. 情報伝達班	
7. 衛生・清掃班 8. 学校こども班 9. 医療救命班	
10. エネルギー管理班 11. 資材調達管理班 12. 施設管理班	
13. 苦情相談班 14. 防犯対策班 15. 人材管理班	
第3条 避難者収容場所および関連施設位置図	12
添付資料	13
資料1 構成メンバー連絡網および各種連絡先	13
資料2 令和4年度 教室配置図	17
資料3 堀江中学校体育館見取図	18
資料4 避難所等における新型コロナウイルス感染症への対応方針	19
資料5 堀江中学校防災備蓄倉庫	21

第 1 章 総則

第 1 条 目的

このマニュアルは、避難所として指定されている堀江中学校が避難所としての役割を求められるような災害が発生した場合に、堀江中学校区にある近隣4自治会、学校および PTA（以下「構成員」と言う）が連携し避難所運営・住民対応・行政対応などを行うことを目的とする。

第 2 条 構成および前提条件

1. 構成

このマニュアルは、以下①、②の場合に構成員がどのように対応するかという視点にて構成されている。

① 発災直後に初動を起こす場合（第 2 章に記載）

- 1) 地震時の対応
- 2) その他の災害への対応

② 初動体制の後、避難所が開設される事態になった場合（第 3 章に記載）

1) 短期的な避難所開設の場合

3月11日クラスの浦安市の災害のイメージで主に避難所が水、食料、トイレ、情報の供給基地になることを想定。

2) 長期的な避難所開設の場合

上記 1) を超える規模の災害が発生し、ある期間避難所で住民が生活することになった場合を想定。

（※）市は短期・長期という区別をしていない。

2. 前提条件

① 想定災害規模

- 堀江中学校は倒壊せず、原則として利用上の危険がないことを前提とする。
- 避難所が倒壊するなど想定以上の災害があった場合は行政との打ち合わせに基づき対応方針を決める。

② 想定する災害発生の時間帯

- 堀江中学校内に、学校職員他関係者（以下「学校職員等」という）が在籍している時間帯および夜間又は休日等の学校職員等が在籍していない時間帯の双方を前提とする。
- なお、避難所に学校職員等が在籍しない場合に災害が発生した時は、浦安市の直行職員（第 1 章第 3 条 2.③に定義する）又は富士見地区自治会が可及的速やかに駆けつけ鍵を開けることを前提としている。

③ 想定避難者

- 堀江中学校区住民
- 通行者
- 近隣施設来訪者（公民館、店舗、公園等）

(※) 堀江中学校区域外の地域住民が多数避難する事態が発生した場合は、避難所運営の主体が当構成員とはならないと思われることから、市との打ち合わせに基づき対応方針を決定する。

第3条 構成メンバーおよび組織

1. 構成メンバー

本マニュアルの実施に当っては以下の団体がその構成メンバーとなる。

- (1) 富士見2丁目自治会
- (2) 富士見3丁目自治会
- (3) 富士見自治会
- (4) 堀江橋自治会
- (5) 堀江中学校
- (6) 堀江中学校PTA

2. 避難所運営のための組織・団体

① 避難所運営本部

- | | | |
|---------------------|-----------------|------|
| (1) 本部長 | 自治会側から選出 | 1名 |
| (2) 副本部長 | 学校側から選出 | 1名 |
| (3) 自治会長(内1名は本部長代理) | 自治会側から選出 | 3名 |
| (4) コアスタッフ | 自治会・PTA・学校側から選出 | 必要人数 |

(※) 本部長は、年度毎に輪番とする

堀江橋自治会長(令和元年度)→富士見2丁目自治会長(令和2年度)
→富士見3丁目自治会長(令和3年度)→富士見自治会長(令和4年度)
以降同様とする。

(※) コアスタッフは、避難所運営に必要な各班(詳細は第3章にて記載)のリーダーとなる者をいい、その人数に関しては災害の程度により運営本部にて決定する。

② サポートスタッフ

- (1) 各自治会住民
- (2) 堀江中学校PTA
- (3) 災害派遣ボランティア
- (4) 避難住民からのボランティア

(※) サポートスタッフとは、避難所運営に必要な各班に於いてコアスタッフの指示のもとに各班の業務を現場で遂行する者をいう。

③ 派遣行政スタッフ

コアスタッフ、サポートスタッフに帰属せず行政(浦安市)側のスタッフとして避難所運営本部と行政とのパイプ役として機能する。

- (1) 直行職員 2名
- (2) 対応職員 2名(学校職員)

(※) 直行職員とは、震度5強以上の地震が発生した場合に当該中学校(避難所)に参集し、初期対応活動等を行なう市の職員のことをいう。

(※) 対応職員とは、震度5強以上の地震が発生した場合に当該中学校（避難所）に参集する学校職員のことをいう。

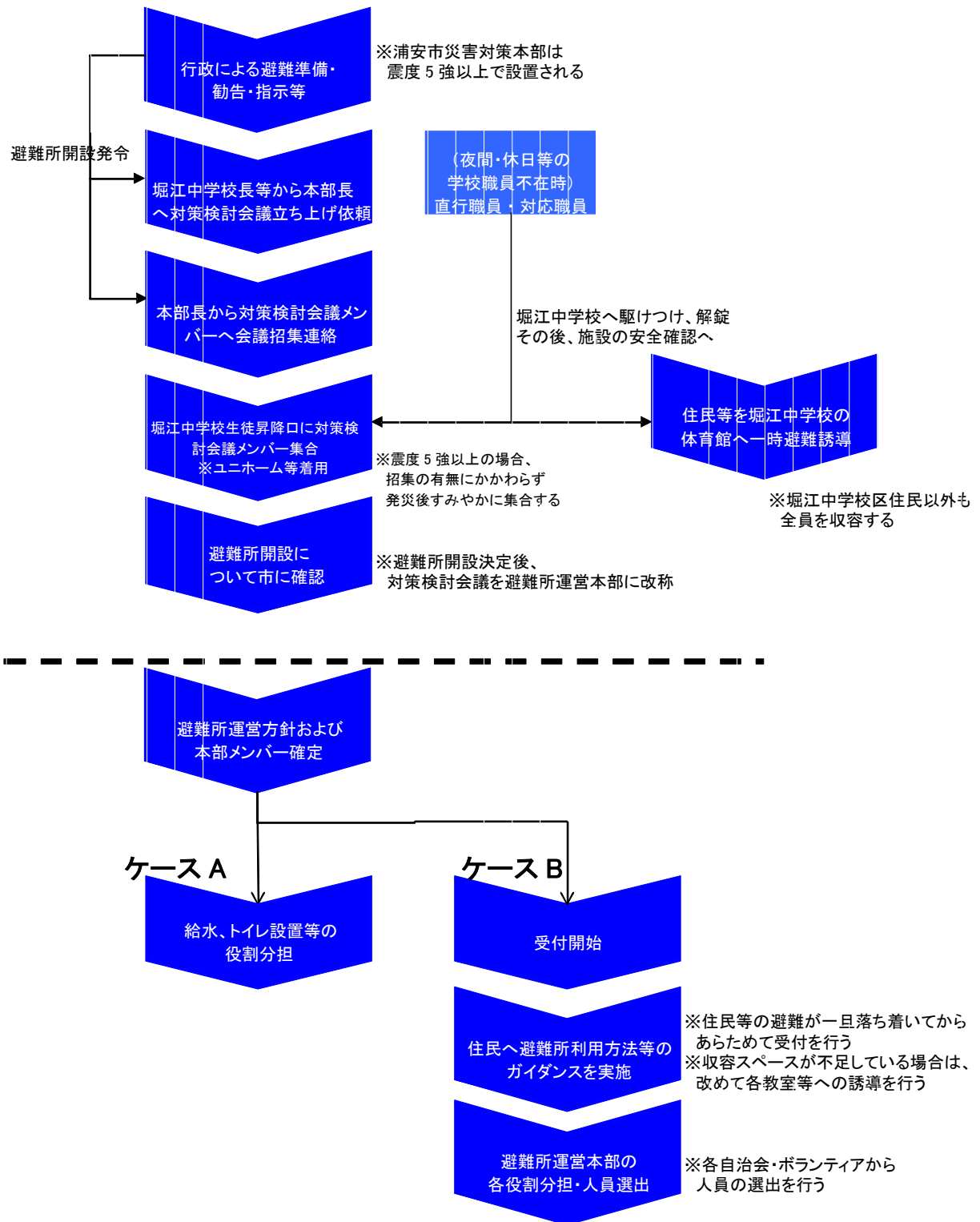
3. 運営委員会（定例会議）

本マニュアル記載内容の加筆・修正、各種関連情報の関係当事者間での周知徹底および担当の引継ぎを目的として本構成メンバーにて以下記載のとおり定例会議を開催する。

- ① 時期 原則として、毎年6月、9月、11月、2月に実施
- ② 場所 堀江中学校 会議室 19時00分～

第4条 災害対応概略フロー

以下のフローでは、大規模地震発生時において、浦安市から避難所開設が発令されることを前提としているが、発令されない場合においても、別途、堀江中学校長もしくは避難所運営本部長の判断により運営本部員を招集することができるものとする。



第2章 初動体制

第1条 地震時対応

1. 災害対策検討会議の開催

- ① 堀江中学校長（堀江中学校長が不在の場合は堀江中学校教頭、もしくは代替する学校職員等がこれに代わるものとする。以下本条において単に「堀江中学校長」という。）は、浦安市から避難所開設が発信された場合、または浦安市にて災害対策本部が立上げられた旨の情報が発信された場合、その旨を本部長（不在の場合は本部長代理又は堀江中学校区のいずれかの自治会長）に連絡し、災害対策検討会議を招集し、これを開催する。
- ② 前1号の定めにかかわらず、震度5強以上の地震が発生した場合には、必要に応じて本部長、副本部長及び自治会長は、速やかに集合し、災害対策検討会議を開催する。

（※）夜間等、学校職員が不在の場合、鍵の所有者が到着するまでは校舎内に入ることは出来ないことに留意すること。なお、震度5強以上の震災が発生した場合、夜間であっても、浦安市からあらかじめ指名された直行職員2名が速やかに堀江中学校に集結することとなっている。体育館については緊急時に駆けつけることがあらかじめ決められている直行職員、又は、富士見地区自治会によって開錠できる。

2. 連絡網、集合場所等

- ① 堀江中学校長から災害対策検討会議立上げ要請を受けた本部長、本部長代理又は堀江中学校区のいずれかの自治会長は他の自治会長に連絡を行なう。又、本部長、副本部長、各自治会長は、必要に応じ予め定められたコアスタッフ等関係者に連絡する。

（※）連絡網、連絡手段の詳細は第2章第3条の記載内容参照。

- ② 前項の災害対策検討会議を開催する場合、本部長、副本部長、自治会長は堀江中学校昇降口に集合する。

（※）堀江中学校昇降口の場所については添付資料参照

- ③ 災害対策検討会議に入るメンバーは、他の住民等と識別するために予め指定されたユニフォーム等を装着して集合するものとする。

第2条 その他災害時対応

1. 地震以外の災害が発生し堀江中学校区の地域としての災害対策が必要と判断される場合には状況に応じ堀江中学校長は、市および本部長と連絡を取り（連絡が取れない場合は自主判断にて）各自治会長の招請を行い、災害対策検討会議を開催することができるものとする。
2. 対応の手順は第2章第1条に倣う。

第3条 連絡網

1. 連絡先一覧・順位

連絡先は本マニュアル「別紙 1 連絡網、災害時連絡先等」に記載されている。また連絡先に変更があり次第（例：自治会メンバーの変更）、従前メンバーは本マニュアルの構成メンバーに変更の連絡を必ず行なう。

なお、連絡の順序は、（1）浦安市 → （2）堀江中学校・直行職員 → （3）富士見自治会 → （4）富士見2丁目自治会・富士見3丁目自治会・堀江橋自治会とする。学校は校長が、自治会とPTAについては会長が発信者・受診者となり、校長及び会長が不在の場合は、優先順位の次席者が対応する。

2. 連絡手段・順位

各構成員同士は以下の手段で連絡を取り合うこととする。

- ①自宅電話および携帯電話
- ②PC メールおよび携帯メール
- ③自治会内での掲示板（伝言ベース）
- ④防災無線（市との連絡）

第3章 避難所運営

第1条 前提条件

1. 避難者の受入れ

- ① 災害発生直後の緊急避難時は、人道に配慮し、避難者は全員受け入れる。
- ② 災害発生後安定状態になった時は行政と連携し当校区避難所で受け入れるべき避難者の範囲を明確にして対応する。
- ③ 本章記載内容は災害発生直後のことを想定したものではなく、発生後一定時間が経過し避難所を開設運営する状態になった場合のことを想定している。
- ④ 避難所を使用する避難者は7日間程度の水・食料は自助努力で準備しておくことを前提とする（各自治会で住民と自治会備蓄をあわせて7日間程度の水・食料を確保するよう普段から備える必要がある）。

2. 避難所の概要

- ① ケース A：短期避難所の場合（東日本大震災時に於ける浦安市の被災規模）
 - 避難所の目的
寝泊りの為の避難所として運営される期間は数日で、避難所としての主たる目的は情報収集、食料・水等の供給、トイレ利用等の基地として利用される。
 - 避難所で必要とされる役割
受付誘導・給水支援・仮設トイレ管理・情報伝達・相談窓口等。
- ② ケース B：長期避難所の場合（上記①のケース A を超える被災規模）
 - 避難所の目的
避難者が生活の場として比較的長期間使用することに加え避難所で生活しない地区住民もケース A の目的で利用する避難所を想定。
 - 避難所で必要とされる役割（ケース A からの追加※）
食料配給・エネルギー管理・資材調達管理・医療救命・衛生清掃・修理修復・学校子供・施設管理・防犯対策その他
（※）災害の規模に応じて、適宜班を設置し運営に当る。

第2条 避難所運営組織詳細

1. 避難所運営本部（富士見自治会）

- ① 避難者に対する本部からの伝達事項、指示事項の決定機関（運営会議で決定）。
- ② 本部長、副本部長、各自治会長、PTA 会長、学校長、教頭、行政派遣スタッフから構成される避難所運営会議を原則毎日開催する。
- ③ 避難所運営に必要な班の指導管理を行う。
- ④ その他避難所運営全般に関する業務の統括。
- ⑤ 手洗いや咳エチケット対策の徹底。

2. 受付誘導班（富士見3丁目自治会・2丁目自治会）

- ① 避難者受付の設置（原則として堀江中学校体育館入口）
- ② 各自治会受付デスク、登録記録用紙、掲示板など準備
- ③ 要支援者名簿、登録、人数確認
- ④ 避難場所の掲示、ルート指示案内
- ⑤ 避難場所への誘導（発熱や咳の症状がある人は別室に誘導する）
- ⑥ ペットの避難場所への誘導（ペット専用の収容場所を準備する）
- ⑦ 過密状態の防止
- ⑧ 感染症が疑われる場合の対応（別室隔離、市川保健所への連絡）

3. 給水支援班（富士見自治会）

- ① 公助による給水作業の支援（行政との調整）
- ② 給水時間、給水量、ローテーションなどの情報を把握し避難者への伝達
- ③ 受給水体制の管理、支援スタッフの管理
- ④ ペットボトル等、避難所にある防災備蓄の配布、管理

4. 食料配布管理班（富士見自治会）

- ① 公助による食料配布の支援と秩序維持および配布ルール管理（行政との調整）
- ② 備蓄食料の管理

5. 仮設トイレ設置管理班（堀江橋自治会）

- ① 公助による仮設トイレの配置支援、設置個数の把握（行政との調整）
- ② 防災備蓄の仮設トイレの設営・管理

6. 情報伝達班（堀江橋自治会）

- ① 行政からの防災無線の管理運用
- ② 指示事項の連絡体制維持・緊急連絡網の管理
- ③ 外部（行政）からの情報受信と確認
- ④ 外部連絡先の保持管理
- ⑤ スタッフ連絡コードの管理
- ⑥ プライバシーの保護（対報道機関）

7. 衛生・清掃班（堀江橋自治会）

- ① トイレなどの衛生管理・清掃、消毒液の設置
- ② 避難所施設の衛生・清掃支援
- ③ ごみ処理対応

8. 学校こども班（職員・PTA本部）

- ① 生徒の安全確認
- ② 生徒のケア・保護
- ③ 保護者、学校との連携活動
- ④ ボランティア活動への参加
- ⑤ 乳幼児の対応 スタッフ体制の確立

9. 医療救命班

- ① 各自治会に在住するプロ人材との連携
 - ② 外部支援組織との連絡調整（行政主導による1次、2次、3次医療施設等）
 - ③ 救急連絡手段の手配方法の確認
 - ④ 弱者ケア体制の確保
 - ⑤ 医療資材管理（女性用備品対応にも留意）
 - ⑥ 行政との連絡調整
- （※）行政の体制については添付資料参照。

10. エネルギー管理班

- ① 冬季暖房設備の確保・停電対应手配
- ② 燃料調達手配
- ③ 行政との連絡調整

11. 資材調達管理班

- ① 不足資材、必要資材の確認と調達
- ② 資材管理

12. 施設管理班

- ① 施設の安全確認
- ② 応急修理、修復
- ③ 余震対応準備
- ④ 避難場所の割り当て、収容人数の確認
- ⑤ ケース A、ケース B に対応した収容スペースの確定
- ⑥ 要支援者・女性のための収容場所の設置
- ⑦ 防火対策（火の用心）

13. 苦情相談班（本部）

- ① 避難者からの苦情、相談対応

14. 防犯対策班（富士見2丁目）

- ① 避難所施設内使用ルールの策定と管理
- ② 防犯活動

15. 人材管理班

- ① 各自治会在住のプロフェッショナル人材の把握と適正活用
- ② 以下のボランティア人材の把握と適正活用
 - 行政を通じて派遣されるボランティア
 - 各自治会住民によるボランティア

第3条 避難者収容場所および関連施設位置図

堀江中学校施設内での以下想定設置場所は添付資料の通り。

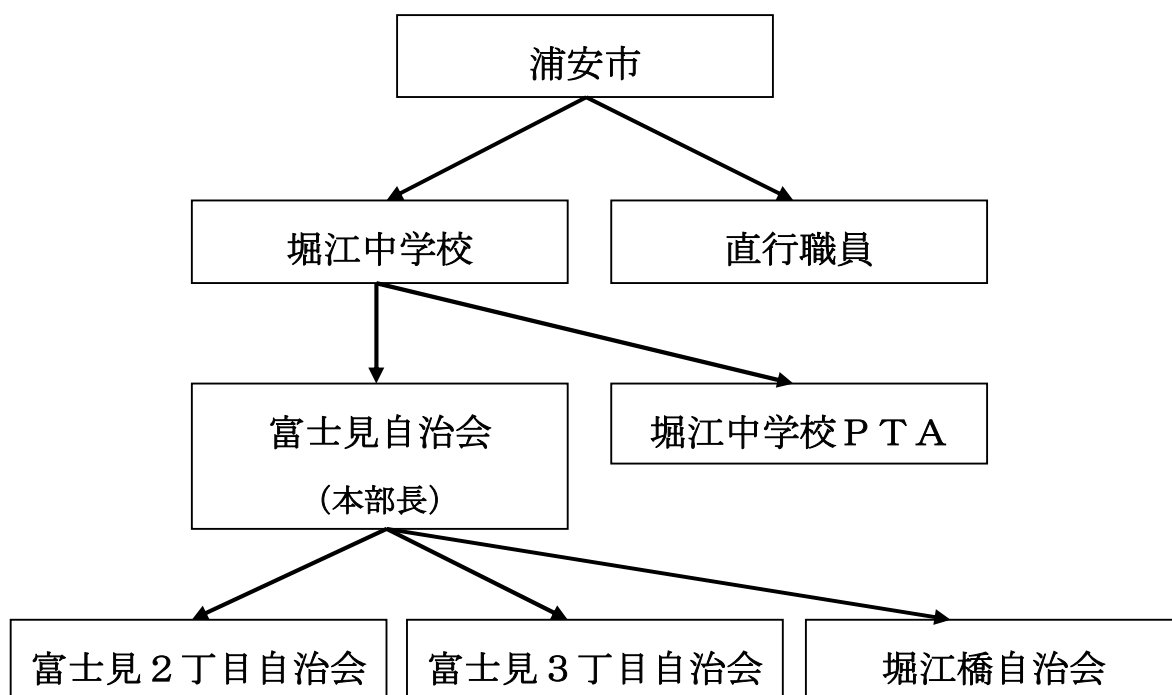
- 避難所運営本部および会議室
- 収容所
- 要支援者・女性のための収容所
- 医療・医務室
- ペット収容所（校庭）
- 防災備蓄倉庫（校庭）
- 給水所（校庭）
- 仮設トイレ（校庭）

参考 添付資料

- 別紙1 構成メンバー連絡網および各種連絡先
- 別紙2 教室配置図
- 別紙3 堀江中学校防災備蓄リスト
- 別紙4 避難所等における新型コロナウイルス感染症への対応方針

(資料 1 構成メンバー連絡網および各種連絡先)

1. 構成メンバー連絡網 (本部長交代毎に以下の表の変更が必要となる。)



○学校は校長、自治会と P T A については会長が発信者・受診者となる

○校長及び会長が不在の場合は、次頁 2 の優先順位の次席者が担当する

2. 各自治会の連絡先

連絡手段の順位は (1) 自宅電話および携帯電話、(2) PCメールおよび携帯メール (3) 自治会内での掲示板（伝言ベース）、(4) 防災無線（市と連絡）とする。但し、いずれの連絡手段も通じない場合には、各自治会の掲示板などに貼紙等をして伝達する。

本ページ記載内容については取扱厳密とし、各住民への配布資料もしくはHPでの公開等を行なう場合必ず除外するものとする。また、本マニュアルの目的に沿った使用に限ることとする。

また、担当が交代になった場合は適宜情報更新を行うこととする。

3. 防災関係施設連絡先

- 浦安市役所 047-351-1111
- 浦安市消防本部 047-304-0119
- 浦安警察署 047-350-0110
- 千葉県水道局葛南支所 047-357-1197
- 東京電力 カスタマーセンター 0120-995-007
- 京葉ガス㈱ ガス漏れ専用電話 047-325-1049
- 浦安市社会福祉協議会 047-355-5271

4. 初動医療施設連絡先

- 救護所（全ての傷病者）病院 4 箇所・公共施設 3 箇所
 - ① 堀江中学校 047-352-7272
 - ② 明海小学校 047-380-8600
 - ③ 急病診療所（市健康センター内） 047-381-9999
 - ④ 順天堂大学医学部附属浦安病院 047-353-3111
 - ⑤ 浦安病院 047-353-8411
 - ⑥ 浦安中央病院 047-352-3115
 - ⑦ 東京ベイ・浦安市川医療センター 047-351-3101
- 災害医療協力病院（主に重篤者・重症者・中等症者を対象とする）
 - ① 浦安病院 047-353-8411
 - ② 浦安中央病院 047-352-3115
- 災害拠点病院（東葛南部）（主に重篤者・重症者を対象とする）
 - ① 順天堂大学医学部附属浦安病院
 - ② 東京ベイ・浦安市川医療センター
 - ③ 船橋市立医療センター
 - ④ 東京歯科大学市川総合病院
 - ⑤ 東京女子医科大学八千代医療センター

5. 災害伝言ダイヤル

(NTT 東日本)

- 伝言の録音方法
 - ① 『171』にダイヤル
 - ② 『1』を入力
 - ③ 被災地の方の電話番号を入力 (※)
 - ④ メッセージを録音 (※)
 - ⑤ 自動で終了
 - 伝言の再生方法
 - ① 『171』にダイヤル
 - ② 『2』を入力
 - ③ 被災地の方の電話番号を入力 (※)
 - ④ メッセージが再生される (※)
 - ⑤ 自動で終了
- (※) ガイダンスが流れるので、これに従ってください。

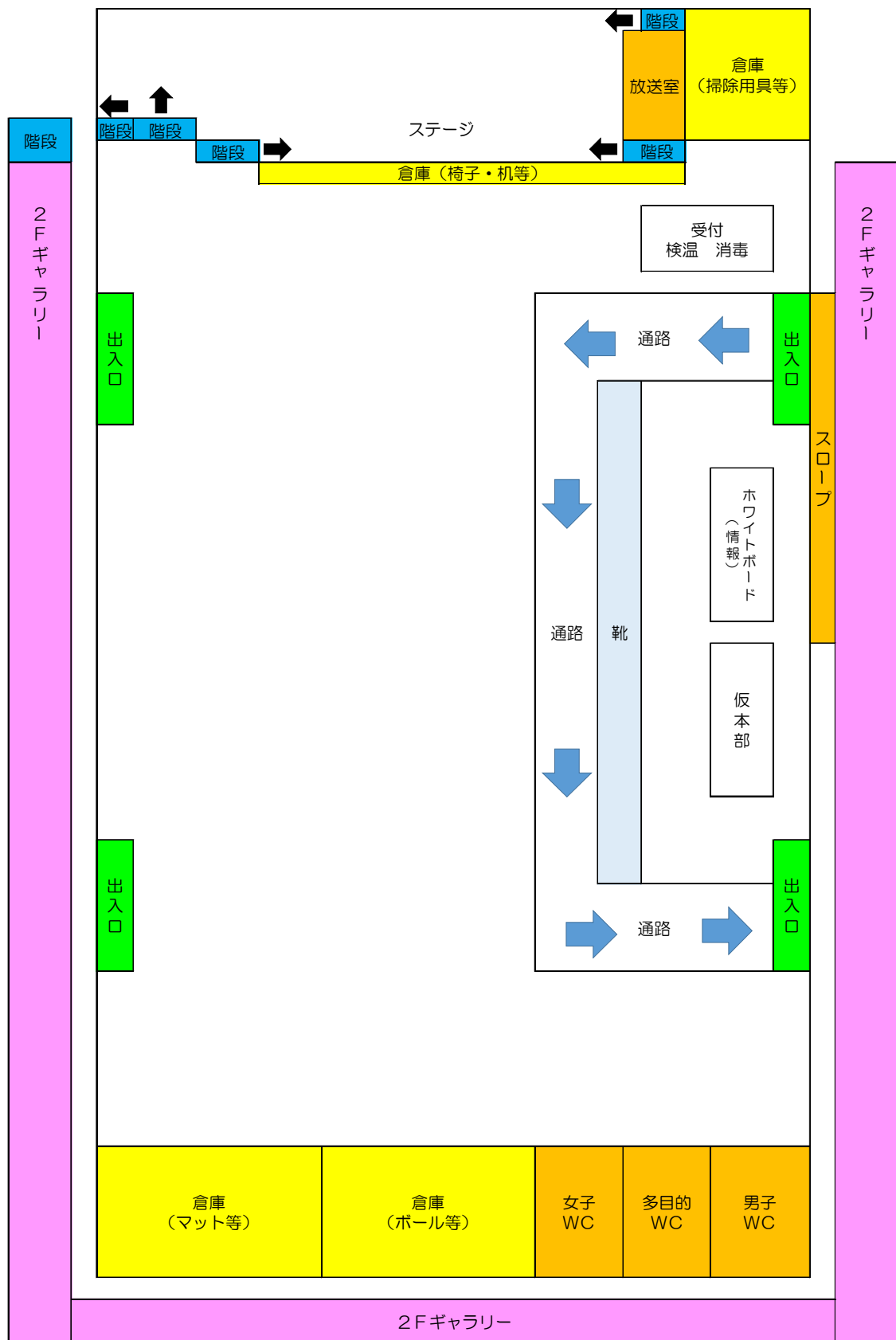
(各種携帯電話)

[iMenu (NTTDocomo)], [EZ メニュー (au)], [Yahoo!keitai (ソフトバンク)] に掲載されている災害用伝言板を利用する。なお、以下の URL にアクセスすることにより PC から確認可能。

- NTTDocomo <http://dengon.docomo.ne.jp/top.cgi>
- au <http://dengon.ezweb.ne.jp/>
- ソフトバンク <http://dengon.softbank.ne.jp/>



堀江中学校 体育館 見取図



避難所等における新型コロナウイルス感染症への対応方針

令和2年5月20日

浦安市

新型コロナウイルス感染症については、首都圏においても感染経路が特定できない症例が多数に上るなど、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われる状況となっている。

こうした状況において、避難所等^{※1}を開設する場合には、避難所等の3密（密閉、密集、密接）の回避や衛生対策を徹底するなど、感染症対策に万全を期することが重要であることから、避難所等における感染症への対応方針を策定する。

なお、各避難所等においては、既存の避難所開設・運営マニュアルに加えこの対応方針を活用することで、感染症対策を徹底し、避難を要する住民の安全・安心の確保を図る。

1 避難所等の過密状態防止

- ・「避難」とは「難」を「避」けることであり、自宅での安全確保が可能な人は、感染リスクを負ってまで避難所等に行く必要はない旨周知する。
- ・避難先は小・中学校等の市が指定する場所に限らず、安全な親戚・知人宅に避難することや自宅に留まり安全を確保することも避難行動の一つである旨周知する。
- ・在宅避難等の避難所外避難者への支援物資等は、指定避難所で対応する。
- ・指定避難所以外の避難所等を開設するなど、可能な範囲で多くの避難所等を開設する。

2 避難者の健康状態の確認

- ・避難者の健康状態の確認について、「避難所における感染対策マニュアル」^{※2}における症候群サーベイランスの内容も参考として、避難所等への到着時に行う。
- ・避難生活開始後も、定期的に健康状態について確認を行う。
- ・37.5℃以上の熱がある、又は強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合は、速やかに避難所運営スタッフに報告する。

3 発熱、咳などの症状が出た方の専用スペース確保及び十分な換気の実施

- ・避難所等内は十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースが確保できるように留意する。
- ・避難所等内に専用のスペース（個室）及び専用のトイレも確保するように努める。
- ・体育館だけでなく、教室等も開放するなど、人の密度を下げるよう努める。

資料4

4 手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底

- ・避難者や避難所等運営スタッフは、頻繁に手洗いするとともに、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底する。
- ・手洗い及び咳エチケットを避難者に徹底させるため、啓発ポスターを掲示する。
- ・避難所等では、常時マスクを着用する。マスクがない場合は、ティッシュやハンカチで口と鼻を覆う。
- ・向かい合わせではなく背を向けて座るようにする。

5 避難所等の衛生環境の確保

- ・物品等は、定期的に家庭用洗剤を用いて清掃する等、避難所等の衛生環境をできる限り整える。
- ・消毒液等は必ず受付及びトイレ前に設置する。
- ・避難者に対して以下の物について持参をお願いする。
マスク（タオル等）、アルコール消毒液（ウェットティッシュ等）、体温計、寝具（毛布等）、スリッパ、最低3日分の食料と飲料水、着替え、防災（携帯）ラジオ、モバイルバッテリーなど

6 感染が疑われる避難者への適切な対応

- ・感染が疑われる者が避難してきた場合や、避難者に発熱、咳等の症状が出た場合には、対象者を隔離したうえで避難所等から専門機関^{※3}に連絡し、その指示に従うものとする。
- ・一時的に避難所等内に待機させる場合には専用スペースを確保する。その際、スペースは可能な限り個室にするとともに、専用のトイレを確保する。また、専用スペースを確保できない場合は、可能な範囲でパーテーションで区切る等の工夫をする。

7 避難所等の開設について

- ・避難所等の開設にあたっては、災害の規模や状況を踏まえ、市が開設の判断をするものとする。

^{※1} 災害発生時に開設する指定避難所に加え、台風等による一時的な避難場所（待避所）についても

本方針を活用することとする。

^{※2} 避難所における感染対策マニュアル 2011 年3月24 版

平成 22 年度厚生労働科学研究費補助金「新型インフルエンザ等の院内感染制御に関する研究」

研究班（主任研究者 切替照雄）作成

^{※3} 新型コロナウイルス感染症の場合は、市川健康福祉センター（047-377-1103）

堀江中学校防災備蓄倉庫

令和4年度作成

品 名	数 量	品 名	数 量	品 名	数 量
防水シート	70	投光機(コードリール)	1		
避難所用ワンタッチ式パーテーション	4	感染症対策セット	1		
簡易食器(紙ボール)	1,200	強力ライト	10		
簡易食器(紙コップ)	2,000	寝袋	3		
簡易食器(スプーン)	2,000	仮設給水栓(スタンドパイプ)	1		
簡易トイレ(便袋マイレットWR-100)100回	3	事務用品	1		
簡易トイレ(マンホール型)	2	リヤカー(アルミ)	1		
簡易トイレ(ベンクイック洋式)	6	マット	150		
簡易トイレ(ベンクイック洋式 車椅子対応)	2	マッチ	1		
発電機(1500W)	1	ポリタンク(20ℓ)	50		
生理用品(43枚×30袋)	1	ポリタンク	5		
炭の缶詰	60	ハンドマイク	5		
炊飯袋	2,000	テント(2間×3間)	2		
水槽	1	コードリール	2		
毛布	150	アルパインエア(シチュー)	3,000		
木炭(1箱6kg)	20	ひだまりパン(メープル)	108		
救急箱	2	ひだまりパン(プレーン)	108		
担架	5	ひだまりパン(チョコ)	72		
投光機(本体)	2	かまどセット(5升用)	5		
投光機(三脚)	2				